

総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和4年度機構・定員査定の結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
国際戦略局	投資審査室（新設）	第36条
	技術政策課企画官(1)（振替廃止）	第37条
	革新的情報通信技術開発推進室（振替新設）	第37条
情報流通行政局	総合通信管理室の移管（総務課から情報通信政策課へ）	第44条、第44条の2
	情報流通高度化推進室（振替廃止）	第45条
	デジタル企業行動室（振替廃止）	第45条
サイバーセキュリティ統括官室	企画官(1)（振替廃止）	第76条

3 公布日

令和4年6月30日

4 施行期日

令和4年7月1日